



2024年7月9日

各 位

会 社 名 レシップホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 杉 本 眞
(コード番号 7213 : 東証スタンダード・名証プレミア)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役
管 理 本 部 長 品 川 典 弘
(電話番号 : 058-324-3121)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年7月9日付の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、「省エネルギー」・「地球環境対応」・「セキュリティ強化」を通じて、快適な日常を実現するための製品・サービスを社会に提供することを経営理念とし、「光 (Lighting)」・「電力変換 (Electric Power Conversion)」・「情報処理 (Information Processing)」という当社のコアとなる3つの事業領域にて、事業を展開してまいりました。

足元の事業環境としましては、新型コロナウイルス感染症の収束を経て、顧客であるバス・鉄道事業者様の設備投資意欲が回復するなか、2024年7月3日より開始された新紙幣発行に伴う新たな需要も発生しております。また、海外市場においても、ニューヨーク市地下鉄向け鉄道灯具の納入や、カリフォルニア州での AFC (運賃収受システム) 納入実績を契機として新規受注を獲得するなど、事業の拡大を進めております。

このような状況下、当社グループは2024年5月に新中期経営計画「Reach our Target 2026」を策定いたしました。「海外事業の確立」「新規領域の拡大」「収益性・効率性の追求」を基本戦略とし、長期ビジョン「VISION2030」の実現に向けた取り組みを実行してまいります。

国内輸送機器事業においては、ニッチトップ戦略に基づき、バスの運行に必要なあらゆる電装機器を取り扱う国内唯一のバス用電装機器のトータルサプライヤーとして、AFC、TMS (運行管理システム) 分野の多くの製品において国内シェアトップを獲得してまいりました。昨今、公共交通を取り巻く環境は変化しており、人口減少や生活様式の変化に伴う輸送人員の減少、キャッシュレス化の進展、乗務員不足への対応など、さまざまな課題が表面化しております。当社グループは、このような環境変化を好機ととらえ、公共交通にまつわる社会課題の解決に貢献することを目指した製品・サービスの開発に取り組んでおります。

AFC 分野においては、公共交通におけるキャッシュレス化の進展に合わせ、クレジットカードや

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

電子マネー、QRコード、ICカードなど多様な決済手段に1台で対応できるマルチ決済端末「LV-1」やスマホを利用したモバイルチケットの導入を進めております。加えて、運賃箱など既存製品の改良も継続的に行い、顧客満足度の向上によるシェア拡大を目指します。

TMS分野においては、公共交通の事業者・利用者双方の利便性向上、業務効率化により、公共交通網の維持・発展に貢献するための製品開発に取り組んでおります。路線バス運行支援ユニット「LIVU」を軸に、LIVUによって取得したバスの位置情報やダイヤ、運行状況などのデータを活用し、バスロケーションシステムや路線バス乗務員の業務をサポートする乗務員支援システムなどの展開を進めております。

海外事業においては、人口増加により公共交通需要が高まり、今後も成長が期待できる米国市場を中心に事業展開を進めます。米国では、バス市場において、2024年に獲得したAFC導入に関する大型案件の受注の遂行及びその次となる案件獲得の継続を目的とした米国向けAFCシステムの機能強化、米国向け製品ラインナップの拡充に取り組めます。

また、産業機器事業におけるEMS（エネルギーマネジメントシステム）分野においては、電動化の進展により充電ニーズが高まることを見据え、産業車両（フォークリフト、AGV（無人搬送車）など）向け充電器の機能拡充に取り組んでおります。

加えて、プリント基板実装及び電子機器組立を行う連結子会社のレシップ電子株式会社においては、自動車の電子化進展に伴う電子部品の増加などを背景とする受注増加に対応するため、新工場建設を決定いたしました。レシップ電子株式会社では、今後は、車載向け製品以外の市場もターゲットとし、新規顧客を開拓し売上拡大を目指します。

今回の新株式発行により調達した資金は、連結子会社であるレシップ株式会社におけるAFC・TMS・EMS・海外分野における研究開発に係る費用、レシップ電子株式会社におけるプリント基板実装の新工場建設並びに生産ラインの能力増強に係る費用に充当する予定です。今後の事業拡大に向けて、開発力及び生産能力の増強を図るとともに財務体質を強化することで、当社グループの企業価値の最大化に努めてまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年7月18日(木)から2024年7月23日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 の 入 金 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (8) 払 込 期 日 2024 年 7 月 24 日(水)から 2024 年 7 月 29 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉本眞に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 225,000 株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 225,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 証 拠 金 の 入 金 期 間 一般募集における申込証拠金の入金期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉本眞に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 225,000 株

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込決定方法金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2024 年 8 月 8 日(木)
- (6) 払込期日 2024 年 8 月 9 日(金)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉本真に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 225,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、225,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2024 年 7 月 9 日(火)付の取締役会決議により、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 225,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、2024 年 8 月 9 日(金)を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 8 月 5 日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,178,200株	(2024年7月9日現在)
一般募集による増加株式数	1,500,000株	
一般募集後の発行済株式総数	15,678,200株	
本件第三者割当増資による増加株式数	225,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	15,903,200株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,071,181,250円については、500,000,000円を2026年3月末までに当社子会社であるレシップ株式会社における日本国内向けAFC(運賃收受システム)・TMS(運行管理システム)・EMS(エネルギーマネジメントシステム)及び米国向けAFCの機能強化にかかる研究開発資金に、残額を2024年10月末までに当社子会社であるレシップ電子株式会社の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、レシップ電子株式会社の設備投資資金については、同社における生産能力拡大を目的とした新工場建設及び生産ライン新設にかかる費用に充当する予定であります。

また、当社子会社における上記資金・費用への充当については、当社から当該子会社への投融资を通じて行う予定であり、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備計画の内容は、2024年7月9日現在(ただし、既支払額については2024年6月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額 (千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支 払額		着工 年月	竣工 予定	
レシップ 電子(株)	本社事業場 (岐阜県本 巣市)	産業機器事業 (エネルギー マネジメント システム事 業)	生産設備	1,110,000	307,237	増資資金、 補助金、借 入金及び自 己資金	2024年 3月	2024年 10月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記「(1) 今回の調達資金の用途」に記載のとおり充当することにより、育成分野の事業基盤の確立・収益力向上につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を重要な課題のひとつと位置づけており、財務体質の強化にも意を用いながら、継続的かつ安定的な利益還元を努めることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨、及び会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めておりますが、配当の決定は通期の業績をふまえて実施することとなるため、期末における年 1 回の配当を基本方針としております。しかしながら、期中であっても業績に応じて、中間配当、その他基準日を定めて剰余金の配当を行うことができることとしております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は、財務体質の一層の充実及び今後の事業展開のための投資に充當いたします。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益又は 連結当期純損失 (△)	4.16 円	△19.19 円	178.03 円
1 株当たり年間配当額 (内 1 株当たり中間配当額)	5.00 円 (—)	5.00 円 (—)	8.50 円 (—)
実績連結配当性向	120.2%	—	4.8%
自己資本連結当期純利益率	1.1%	△5.3%	41.8%
連結純資産配当率	1.3%	1.4%	2.0%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2023 年 3 月期については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失を自己資本(純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

払込期日	調達した資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
2021年8月20日	31,502,760円	1,190,955千円	1,174,717千円
2022年8月19日	26,502,525円	1,190,955千円	1,174,717千円
2023年8月10日	39,503,550円	1,190,955千円	1,174,717千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	593円	570円	496円	633円
高 値	657円	589円	789円	700円
安 値	510円	430円	466円	553円
終 値	568円	493円	633円	666円
株価収益率	136.5倍	—	3.6倍	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 2025年3月期の株価については、2024年7月8日(月)現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2023年3月期については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、2025年3月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社、株式会社十六銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び杉本眞は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。